

# 学校における働き方改革プランの目標と令和5年度の主要施策

【働き方改革の目標】 教職員の一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする

教職員の業務改善と学校業務の適正化

## 基本方針①

教職員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

### ◎業務・行事の見直し

#### ①業務の見直し

- ・ICTを活用した業務の効率化
- ・教育委員会等に対する提出文書の精選

#### ②学校行事の精選や見直し

- ・入学式、卒業式等標準的な行事をコロナ禍の経験を活かしコンパクトに

#### ◎庶務事務システム導入に向けた検討

#### ◎水泳指導の民間スイミングスクールへの委託事業

- ・令和5年度 11校を予定

#### ◎保護者や地域への啓発

#### ◎特別支援教育の体制の充実

- ・特別支援教育指導員 44人を配置



加曾利貝塚  
PR大使  
かそりーぬ

## すすめよう30・10運動！

今回の取組で、1人1日**30分**早く帰ることができれば、1か月で約**10時間**在校時間を削減することができます。

### 自校の改革への取組

- ◎
- ◎
- 
- 

### 自校の平均在校等時間

令和4年度  
自校平均は



時間

上限の45時間  
まであと



時間！

令和5年度までの目標

①すべての学校で在校等時間の月平均が

**45時間を超えないようにする**

②在校等時間が月平均80時間を超える教職員の割合を

**毎年度1ポイントずつ低減⇒将来的には0へ**

③教職員のストレスチェックによる総合健康リスク

**全国平均より良好な状況を維持**

【千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正】

○在校等時間の上限の範囲 1か月45時間、1年間360時間

○特別の事情がある場合の在校等時間の上限の範囲 1か月100時間未満、1年間720時間

教職員の意識改革と健康保持の実現

## 基本方針③

教職員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教員の健康保持を実現します。

◎出退勤管理システムの活用した在校等時間の適正な把握

◎管理職による指導・助言等を通じた教職員の長時間労働是正

2023（令和5）年度の平均41時間

◎目標申告制度等による教職員の目標設定

◎教職員のメンタルヘルス対策を促進

◎休暇・休業の取得促進

- ・年次休暇や教職員の育児休業取得を促進

- ・学校閉庁日の指定による休暇促進

◎働き方改革の取組好事例の紹介

◎働き方改革に係る取組状況の公表

## 「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

## 基本方針②

専門スタッフ、地域ボランティア等の活用により、教職員の業務を支援します。

### ◎教職員の配置の最適化・専門スタッフ等の配置の充実

- ・教員業務支援員の全校配置
- ・教頭の複数配置
- ・専科教員、専科非常勤講師の活用による、小・中学校高学年における一部教科担任制の促進
- ・休職等による欠員の補充  
正休補2名配置

- ・中学校免許外教科指導解消
- ・複数免許所持者の増員および複数校兼務を発令

### ◎部活動の負担の適正化

- ・部活動指導員の配置  
令和5年度 55名を予定
- ・部活動の地域連携強化

### ◎地域の人材活用による教職員の業務支援 学校支援地域本部推進事業との連携強化

- ・地域人材を活用した教職員の業務支援
- ・子どもたちの見守り等について、地域ボランティアを活用…地域コーディネーターによる調整
- ・学校支援地域本部（コミュニティスクール）  
令和5年度 75校に設置